

# 19L ハンドブック掲載内容の訂正

P47

## ③ 第一級陸上特殊無線技士資格

所定科目の単位を修得して卒業すれば、申請により取得できる資格です。

### ①第一級陸上特殊無線技士の操作範囲

- 1) 陸上無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備で、30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作。電気通信事業者・電力会社・放送事業者・公共機関などで利用されるマイクロ波の多重無線設備など。
- 2) 第二級・第三級陸上特殊無線技士の資格で操作できる無線設備の操作。陸上移動系の無線局、VSAT（ハブ局）、タフシー無線の基地局など。

### ②第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

授業科目	本学の科目名称	年次	修得すべき科目
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信機器	4	必ず修得
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	光・電磁波工学	3	必ず修得
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子情報工学基礎実験	2	必ず修得
	電気電子工学実験	3	
	<del>電子情報工学実験</del>	<del>3</del>	
電波法規その他で電波法令に関する科目	電波・通信事業法規	4	必ず修得

電子情報工学実験は  
資格取得要件から  
除外されました。

P48

## ④ 第二級海上特殊無線技士資格

所定科目の単位を修得して卒業すれば、申請により取得できる資格です。

### ①第二級海上特殊無線技士の操作範囲

- 1) 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で、次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で、電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作。
  - ア：空中線電力10ワット以下の無線設備で、1,606.5KHzから4,000KHzまでの周波数の電波を使用するもの
  - イ：空中線電力50ワット以下の無線設備で、25,010KHz以上の周波数の電波を使用するもの
- 2) レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作。

### ②第二級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

授業科目	本学の科目名称	年次	修得すべき科目
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信機器	4	必ず修得
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	光・電磁波工学	3	必ず修得
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子情報工学基礎実験	2	必ず修得
	電気電子工学実験	3	
	<del>電子情報工学実験</del>	<del>3</del>	
電波法規その他で電波法令に関する科目	電波・通信事業法規	4	必ず修得

電子情報工学実験は  
資格取得要件から  
除外されました。